

研究基盤センター 共同研究実施ガイドライン

〔 平成 29 年 7 月 24 日
研究基盤センター運営委員会承認 〕

（趣旨）

1. 本ガイドラインは、研究基盤センター（以下、センターという。）が琉球大学内外と共同して行う研究に関する基本的事項を定める。
2. 国立大学法人琉球大学共同研究取扱規程に定める共同研究は対象外とする。

（共同研究の業務）

3. センターの職員は、センターが管理する共同利用機器等の運用に際し、学内外の研究活動において下記の業務を行う事ができる。
 - 1) 共同利用機器等を使用した新規解析手法の開発。
 - 2) 共同利用機器等の運用技術向上に必要であると認められる実験解析。

（共同研究の申請）

4.
 - 1) 共同研究の希望者はセンターとの間で研究開発における相互の分担内容、経費負担、特許等について申請前に打ち合わせを行う。
 - 2) 共同研究の申請者は様式 1 によりセンターとの共同研究の概要等について記載し、センター長に提出する。

（承認）

5.
 - 1) 申請書について、センター長が承認の可否を決定する。
 - 2) センター長は結果を申請者に通知する。

（期間）

6. 共同研究の実施期間は承認された日から承認された年度の年度末とする。

（成果報告）

7.
 - 1) 共同研究により得られた成果を学術集会、学術論文等において発表する場合は、センターに通知し、謝辞を掲載する。
 - 2) 申請者は共同研究の終了後、様式 2 の共同研究報告書を提出する。
 - 3) センター長は前号の共同研究報告書をセンター運営委員会へ報告するものとする。

附 則（平成２９年７月２４日）

このガイドラインは平成２９年８月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月２０日）

このガイドラインは平成３０年４月１日から施行する。